

		ごみ		
--	--	----	--	--

備考 (略)

		上記以外は、20 キログラムごとに	100	納入通知書による納入	
	可燃 ごみ 以外	資源 ごみ・ —— 有害 ごみ・ 粗大 ごみ	20 キログラムごとに	100	納入通知書による納入

備考 (略)

附 則
この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。